ただいま提出いたしました議案の御説明の前に、本日は、東日本大震災から 10 年という節目にあたり、改めて県民の皆様とともに、今回の地震災害により、亡くなられた方々とご遺族に対しまして、心より哀悼の誠を捧げますとともに、今なお避難生活を余儀なくされている方に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い回復、また復興をお祈り申し上げます。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

議第 45 号は、一般会計の補正予算でございまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の再発令により、その影響を受けた県内中小企業等の皆様に対する支援や修学旅行の中止等に伴うキャンセル料等の補助などに要する経費を計上するとともに、年度内における各事業の執行状況および最終的な財源見通しに基づいて、所要の調整を行おうとするものでございます。

とりわけ、県内中小企業等の皆様に対する支援におきましては、国が行う緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の対象となる場合には、これを確実に受給いただけるよう、経済団体等と連携したサポートを行ってまいります。

加えて、飲食店、飲食関連産業を中心とした県内中小企業等の皆様が、売上確保のために実施する販路開拓等の取組に必要な経費に対して支援を行うとともに、国の一時支援金の上乗せ給付を実施することで、事業継続、経営基盤の強化につなげてまいります。

このため、歳入歳出予算といたしましては、520億6,928万4 千円を減額し、補正後の額を7,053億9,850万8千円としよう とするとともに、地方債につきまして、所要の補正を行おうとするもの でございます。

議第 46 号から第 60 号までは、特別会計および企業会計につきまして、所要の調整を行ったところでございます。

次に、条例案件について申し上げます。

議第61号は、国の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の 一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、改正を行おうとするも の、

議第62号は、国の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件について申し上げます。

議第 63 号から議第 65 号までは、県の行う建設事業等に要する経費について、年度内の執行状況等に基づき、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。